

大阪府公民連携 ガイドライン

令和3年4月
大阪府公民戦略連携デスク

目次

1. はじめに
2. 公民戦略連携デスクについて
3. 大阪府がめざす公民連携の姿
4. 具体的な連携の進め方
5. 公民連携の手法
6. 連携における留意事項

1. はじめに

少子高齢化、人口減少などを背景として、今や行政だけでさまざまな社会課題を解決できる時代ではなくなっており、企業・大学との幅広い連携やネットワークによって社会を支えていくことが不可欠になっています。

平成 27 年 2 月に策定した「行財政改革推進プラン（案）」では、公民連携の強化を改革の柱に位置づけ、同年 4 月に「公民戦略連携デスク」を大阪府財務部行政経営課（旧：行政改革課）内に設置しました。

これまで、企業・大学のみならず、庁内各部局と連携しながら、府民の健康づくりや子ども・教育、雇用、地域社会の安全・安心につながる連携の取組みを積極的に進めてきました。

その取組みを踏まえ、公民連携を進めるにあたっての基本的な考え方・ルールについて整理するために策定したのが、平成 30 年 3 月版「公民連携ガイドライン」です。

本ガイドラインは、その改訂版として、更に円滑に公民連携を進めていけるよう、大阪府の考え方や立場をより明確にお示ししています。

本ガイドラインを踏まえ、大阪府は今後も公民連携の取組みを積極的に進めてまいります。

2. 公民戦略連携デスクについて

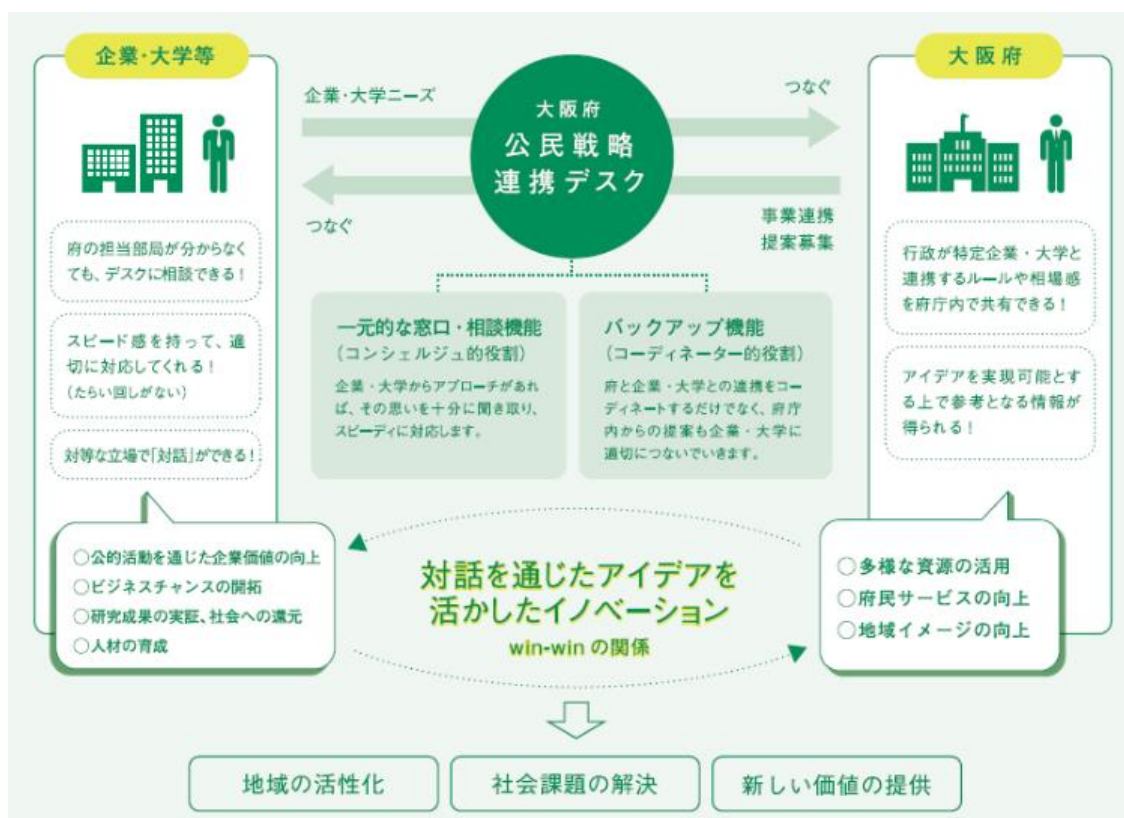
(1) 公民戦略連携デスクの活動範囲

- ・ 企業・団体・大学等（以下、「企業等」という。）と行政との協力・協働を指す「公民連携」の定義は一樣ではなく、企業等のネットワークを通じた情報発信や民間活動の支援、広告事業やネーミングライツ、PFI や指定管理者制度など様々な取組みに対して、「公民連携」という言葉が用いられます
- ・ 公民戦略連携デスクでは、「公民連携」を下記のように大別し、そのうち「民間との新たなパートナーシップ」を活動範囲とします

公有資産の活用による 事業創出	民間による 公共サービスの提供	民間との 新たなパートナーシップ
・ 広告事業 ・ ネーミングライツ など	・ 指定管理者制度 ・ PFI ・ アウトソーシング など	・ 行政と企業等の対話を通じたマッチングによる 施策効果の拡張、新たな 施策展開 など

(2) 公民戦略連携デスクの役割

- ・ 府は広域行政体として、防災・防犯、観光、文化、福祉、健康・医療、産業、雇用、環境、農林水産、インフラ、まちづくり、教育など、様々な分野の業務を所掌しています
- ・ 公民戦略連携デスクでは、それぞれの分野が抱える多岐にわたる課題を把握し、ワンストップ窓口として、下記の機能を備えます



① 一元的な窓口・相談機能（コンシェルジュ的役割）

- ・ 府における開かれた窓口として、すべての企業等からの提案を受け付けるとともに、府からも積極的に企業等にアプローチし、企業等とのネットワークを広げます
- ・ 企業等からの提案に対しては、その思いを十分に聞き取り、担当部局につなぐなどスピーディに対応します

② バックアップ機能（コーディネーター的役割）

- ・ 府と企業等との連携をコーディネートし、成功事例をひろげていきます
- ・ 府庁内からも企業等に対して適切な提案を行えるよう、取り組みます
- ・ 「企業等の提案」と「庁内の提案」を十分に聞き、双方にとってメリットのある取組みが実現できるよう、共に考え、伴走します

(3) 公民戦略連携デスクの活動ルール

- ・企業等と府の双方にとってメリットとなること、継続的な連携を築くことを重視して活動します
- ・このため、公民戦略連携デスクから企業等に対して、単なる「協賛金」や「寄附」の依頼は行いません。また、府へのご寄附・ご寄贈のお申出については、府の施策や事業と連携できない場合には、おつなぎできないことがあります
- ・公民連携の取組みにつながらない単なる営業については、遠慮いただいております

3. 大阪府がめざす公民連携の姿

(1) 双方の強みを生かした連携

- ・スピード感や社会変化への対応力、多様な資源といった企業の強みと、信頼性・信用性や公共性、安定性・継続性といった行政の強みを束ね、新しい価値を生み出します

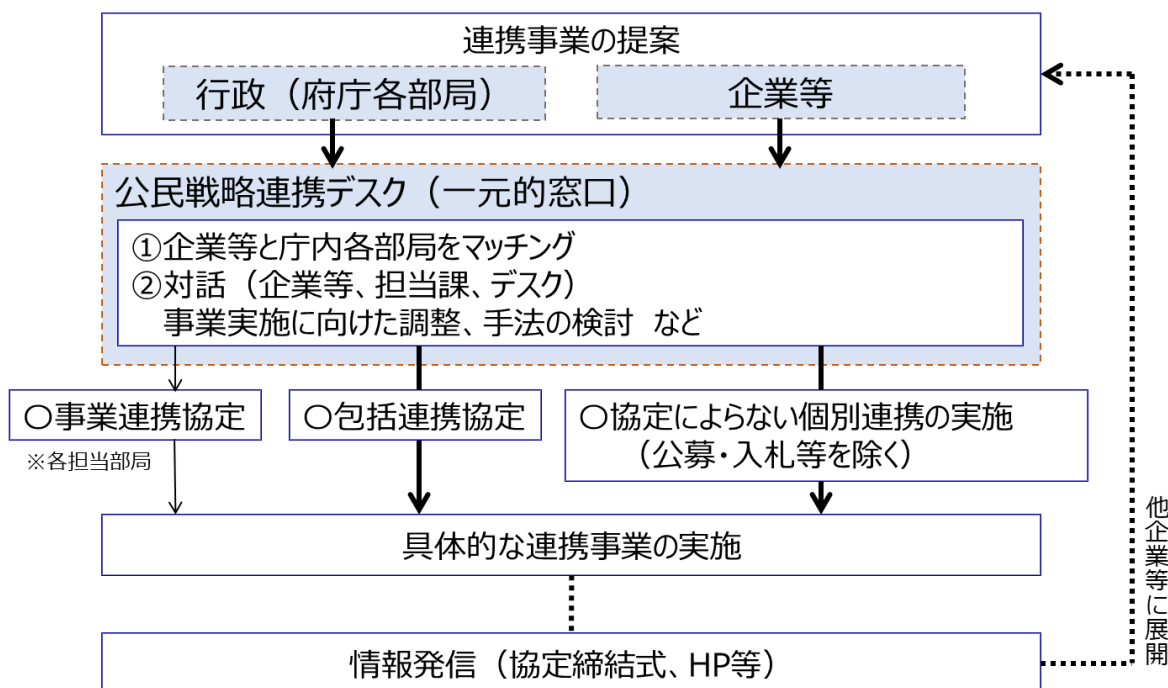
(2) 府民、企業等、行政にとっての「三方よし」

- ・近年、企業の社会的責任として取り組む従来の社会貢献活動である、いわゆる CSR (Corporate Social Responsibility) だけでなく、人口減少や高齢化といった社会の共通課題に対して、企業の本業を通じて解決に取り組む CSV (Creating Shared Value)、いわゆる「共有価値の創造」が広がっています
- ・CSV は、企業が行政と連携することによって、本業の売り上げの増加や、企業価値の向上をめざすことを指した連携手法とも言えます
- ・公民戦略連携デスクでは、この新たな潮流となりつつある CSV に着目し、「府民よし、企業等よし、行政よし」のいわゆる『三方よし』によって、公民連携を進めていくことをめざします



4. 具体的な連携の進め方

(1) 公民連携のフロー図



(2) 原則

① 対等の原則

- ・提案の実現に向け、対等なパートナーとして信頼関係を築きます

② 対話の原則

- ・府民サービスの向上につながる連携となるよう、対話を重視します

③ 目標共有の原則

- ・目標を共有し、その中でお互いのメリットを見だし、互恵的な関係を構築します

④ 公平性確保の原則

- ・全ての企業等に、府への提案の機会を確保します

⑤ 透明性確保とアイデア保護の原則

- ・連携事業は、オープンな過程の中で進めることを基本とし、実現した取組みについては、その内容を広く社会に開示することで、新たな取組みが広がるよう促します
- ・寄せられた提案のうち、事業の検討段階における独自のアイデアについては、保護します

※大阪府情報公開条例との関係について

大阪府が事務過程で作成・取得した文書については、情報公開請求の対象となります。企業等との連携のために府が作成・取得した文書が情報公開請求を受けた場合は、該当する企業・大学等の意見を踏まえながら、大阪府情報公開条例に基づき適切に対応します

(3)視点

① 府民・利用者の視点

- ・企業等との連携の中で、「府民サービスの向上」に資する取組みをめざします
- ・また、良質なサービスが継続的に実施できるよう、持続可能な連携を進めます

② 地域・社会の視点

- ・事業が直接的にもたらす効果のみならず、新たな価値創造や府民・地域社会に及ぼす影響についても考慮し、地域社会の活性化と府民サービスの向上に資するよう取組みを推進します

③ 成長・発展の視点

- ・対話を通じて、行政側の知識向上や意識改革などを図ります
- ・行政との連携を通じて、企業等の成長につながる事業構築を目指します
- ・先進性のある取組みについては、公民連携での実施を積極的に推進します

④ 財務の視点

- ・事業実施における費用対効果を重視し、取組みを推進します

5. 公民連携の手法

(1)協定・登録制度

- ・連携事業の実施に際しては、連携分野の幅広さや事業の内容によって、包括連携協定や事業連携協定を締結する場合があります
- ・また、企業等が府政や地域への協力・貢献の意思を広く表明する制度として、大阪府政・地域貢献企業登録制度（地域貢献企業バンク）があります

①包括連携協定

- ・地方創生などを通じて個性豊かで魅力ある地域社会の実現等に向けた取組みが進む中、府が企業等と連携・協働した活動・研究をより一層深化させることを目的に締結するものです
- ・府政の幅広い分野における連携を、中長期的に継続して実施することを明文化するために締結します
- ・締結にあたっては、幅広い連携があり（概ね、「防災・防犯」「福祉」「環境」など5以上の分野において、具体的な連携による取組みが合計10項目以上あること）、かつ、その企業等の強みを生かした取組みを実施することとします
- ・公民戦略連携デスクで対応します

②事業連携協定

- ・「府民の健康づくり」「中小企業振興」「高齢者の見守り」「防災」など、個別政策分野での連携を目的に締結するものです
- ・該当する政策分野を所管する部局で対応します

③大阪府政・地域貢献企業登録制度（地域貢献企業バンク）

- ・府政や地域への協力・貢献の意思のある企業等が、希望する分野や事項を府に登録することで、その意思を表明する制度です。特定の分野のみでの連携や、内容が具体化していない場合でも登録が可能です
- ・公民戦略連携デスクでは、登録企業等からの相談・提案を受け、各部局とのマッチングを行います

(2)多様な連携を広げる仕組み

①公民連携フォーラムの開催

- ・これまで積み重ねてきた連携の取組みやその成果、また、今後の展望について、公民連携に関心のある企業等や市町村、さらに各関係団体の皆様と共有し、さらなる公民連携の推進につなげていくために開催しています
- ・企業等や市町村、関係団体から多彩なスピーカーを招き、それぞれの視点から公民連携についてお話しいただくなど、1年間の総括として、そして今後の公民連携の機運醸成として多くの方に参加いただいています

②複数主体による連携と協働

- ・創発ダイアログ
- ・OSAKA MEIKAN
- ・Well-Being OSAKA Lab
- ・OSAKA もの・ことづくりラボ

6. 連携における留意事項

(1) 包括連携協定に係る運用指針について

- ・企業等との包括連携協定の締結及びそれに基づく連携の運用については以下のとおりとします

①包括連携協定の締結について

i) 企業等が各法令違反等により行政処分等を受けた場合

企業等が業務停止や許可の取消し、入札参加停止措置等、期間を定めた行政処分等を受けている場合はその期間中は包括連携協定を締結しません

ii) 企業等の役員等に不正行為等があった場合

企業等の代表者（同等の支配力のある役員等を含む）等の不正行為が、大きく社会の関心を集める事象となっている場合は、個別に締結の妥当性を判断します

iii) 上記 i)、ii)のいずれにも該当しない場合

府民の理解を得ることが明らかに難しい場合は、個別に締結の妥当性を判断します

②包括連携協定締結後の取り扱いについて

包括連携協定締結後に、上記①のいずれかに該当するに至った場合、その間については、府は当該企業等と共催及び協力等の連携は行いません。また、すでに実施が決定しているものについては、やむを得ない特別の事情のあるものを除き原則中止します

(2)連携における公費支出及び適正な手続きについて

- ・公民戦略連携デスクが窓口となる連携の取組みにおいては、公費の支出は行いません
- ・公費が伴う調達や各種許認可、行政財産の貸付等は、法令等に基づき、適正な手続きを経て行います